

第2回町議会臨時会

平成17年第2回南富良野町議会臨時会が5月27日に開催され、池部町長から行政報告が行われた後審議に入り、平成16年度および平成17年度一般会計補正予算など町長提出議案3件が審議に付された結果、それぞれ原案のとおり可決し閉会しました。

本臨時会で審議された議案は次のとおりです。

平成16年度補正予算

一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ369万4千円を減額し、総額39億9,848万1千円となりました。

平成17年度補正予算

一般会計補正予算歳入歳出それぞれ1,247万3千円を追加し、総額37億1,316万9千円となりました。

条例の改正

町税条例
地方税法の改正に伴い、個人の町民税について、次のように改正されました。
高齢者（65歳以上の者）

のうち前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置を平成18年度分から段階的に廃止する。
給与の支払者が町に提出する給与支払報告書の提出対象者の範囲を、年の途中に退職した者に拡大する。ただし、その者に対する支払額が30万円以下の場合には提出しないことができることとした。
肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例適用期間を平成21年まで延長する。

地方税法改正のポイント

高齢者（65歳以上の方）に対する住民税の見直し

合計所得金額が125万円以下の高齢者（65歳以上の方）に対する住民税の非課税措置が段階的に廃止となり、平成17年1月1日において65歳に達していた方の税額が、平成18年度分は3分の1、平成19年度分は3分の2、平成20年度分からは全額課税となります。

定率減税の縮減

住民税の定率減税について現行で住民税の所得割額の15%相当額（限度額4万円）が減額となっていました。平成18年度から7.5%相当額（限度額2万円）の減額となります。

住民税とは

住民にとって地方自治体の身近な費用を、住民がそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格であり、均等の額によって負担する均等割、その人の所得金額に応じて負担する所得割などから構成されています。

納税は7月と10月、12月の3回に分けて直接納付書で納めていただく方法（普通徴収）と、毎月の給料から納める方法（特別徴収）のいずれかによって納税することになっています。

犯罪のない暮らしやすい町を目指して

平成17年度防犯協会定期総会

犯罪のない暮らしやすいまちづくりを目標に、自主防犯を主体とした運動を展開している町防犯協会（佐藤進会長）の定期総会が5月26日、来賓や各支部などから26名の方々が出席して役場で開催されました。

議案審議では、17年度の事業計画として自主防犯、地域安全の連帯の輪を広げ、町生活安全条例を基本に、次の事業を展開することが決定されました。
地域安全防犯運動などへの積極的参加

住民集会の開催による防犯意識の高揚
地域安全活動の推進
高齢者対策の推進
街頭犯罪の防止
少年非行の防止と青少年健全育成および有害環境浄化

暴力追放運動の推進

また、この日は町暴力追放運動推進協議会（佐藤進会長）の定期総会も併せて開催され、各関係機関と連携のもとに、個人や団体を問わず一切の暴力を追放し、明るく住みよい地域をつくるために、期別の暴力追放運動への積極的な参加と、広報活動の充実による暴力追放思想の普及を展開していくことが決定されました。



防犯協会